

COOP

京都の生協

●1998●MARCH●NO 35

発行●京都府生活協同組合連合会

〒604-0851 京都市中京区烏丸夷川東南角 せいきょう会館2F

TEL.075-251-1551 FAX.075-251-1555

C/O/N/T/E/N/T/S

対談 ネットワークNOW ----- 2

- 気候フォーラム事務局長 浅岡 美恵さん
- 京都生活協同組合理事長 末川 千穂子さん

●地球温暖化防止京都会議COP3終わる 6 京都議定書採択される

●今年は消費生活協同組合法施行50周年 8

●生協への期待 -----10

- 京都新聞社論説委員 河村 吉宏さん

●近畿2府7県防災訓練に参加 ---14

●TOPICS

配食実験事業がスタート -----16

京都府・医大生協食堂リニューアルオープン 17

エル・コープ紹介 -----18

第五福竜丸エンジンを東京夢の島へ --- 18

●探訪 地球環境産業技術研究機構 --20



ネットワークNOW

COP3は、21世紀における最大の地球環境問題のひとつである地球温暖化を防止するために温室効果ガスの大幅削減をめざし実効性のある「議定書」の採択をめざして、京都国立国際会館で開催された。

12月1日に開会され、10日に閉会する予定であったが、最終日の協議は、11日午後にまでずれこむことになったが、最終的に「京都議定書」を採択した。内容は、対象ガスを6種類にしながら、2008年から2012年までの目標期間にEU8%、アメリカ7%、日本6%などの削減目標をかけたが「共同実施」や「排出枠引き」、「吸収源」問題など、あいまいさを残す部分や、途上国の取扱いをめぐる対立も残されたものとなった。

気候フォーラム事務局長・弁護士

昨年12月に開かれたCOP3（気候変動枠組み条約第三回締約国会議＝地球温暖化防止京都会議）は、温室効果ガスの削減目標を先進国全体で5%、日本6%、アメリカ7%、欧州連合8%などとする「京都議定書」を誕生させた。ここで大きな役割を果たしたのは世界各国の非政府組織（NGO）。日本の約230のNGOの連合体「気候フォーラム／気候変動・地球温暖化を防ぐ市民会議」の事務局長として大役を務めた浅岡美恵さん（弁護士）にCOP3の成果や今後の課題などをうかがった。



「京都議定書」を生かす行動を いま国民の側から

末川 「議定書」は誕生した。
今度は、それをしっかり育て

る仕事だ、その日の晩から待っていたとい
うわけですね（笑）。でも、日本でCOP3

末川 COP3の一〇日間、それに先立つ
一年間、ほんとうにお疲れさまでした。ち
ょうど一年前に、この誌上で「（議定書の）
産みの苦しみ」の後の解放感を味わいまし
ようと話し合ったのですが（笑）、どうす
か、ホッとされましたか？

本首相」という立場で臨み、そのなかで全体
として5%、日本は6%削減という数字が出
てきました。ところが、その数字には国内的
な合意がないんですね。通産省や産業界の基
本的な方針は以前と変わっていないので、一
二月一日の夜から今日に至るまで、全く同
じ議論を繰り返しています。私たちが「議定
書の抜け穴」として指摘してきた問題を、日
本が先取りして穴を大きくしようという動き
になっています。ですから、全然終わった気
がしないという困った事態です（笑）。

すえかわ ちほこ
末川 千穂子さん

1986年5月 京都生協理事に就任
1991年5月 京都生協副理事長に就任
1996年5月 京都生協理事長に就任
現在) 京都生協理事長
京都府生協連副会長
日本生協連全国女性会議委員





が行われたこと、そして「京都議定書」が生まれたことは大きな意味を持ったと言えるのではないのでしょうか？

浅岡 そうですね。抜け穴の可能性はあっても、日本は二〇一〇年までに九〇年レベルから六％削減するという法的拘束力のある国際的な約束ごとをしたわけですから。ところが最初に申しましたように未だに国内的には、ふにおちていな

いんですね。「京都議定書」により、日本は持続可能なスタイルの産業構造にかえていく、あるいは国民のくらし方をかえていく契機となる「手掛かり」を得たわけです。この手掛かりを生かそうという気が、いまのところ政府にはない。

そこで、国民の側から「私たちが先頭をきって実践していこう」ということで政府を動かしていくことが、次のステップとして出てきました。「京都議定書」にしても、日本国内の国民の声があったからこそ生まれました。国民の声なしには生まれなかったと言っても過言ではないと思います。その力がいままた求められていると思います。

末川 朝日新聞に書かれた先生の文章が印象に残っているのですが、「気候行動ネットワーク（CAN）」の人たちが渡したのも、のがあると訪ねてきて、顔写真付きで寄せ

書きした大きな布を差し出されました。正面には、CAN米国代表、オールデンの『あなたたちは日本を、世界を変えています。一緒に仕事ができる光栄です』とのメッセージ：「というくだりがありましたね。本当に気候フォーラムをはじめとする多くの市民のがんばりがあって、あの議定書が生まれたと思っています。京都の生協も早くから学習活動に取り組み、社会的関心を高める上で一定の役割を果たすことができた」と確信しています。

浅岡 あの寄せ書きの布って、ものすごく大きいんですよ。うれしかったですね。でも、おっしゃるように継続した学習はものすごく大事で、それを幅広い多くの人が積み重ねて、経験を共有する機会になりました。これはやはり、COP3が日本に、京都にやってきたおかげですね。



あさおか みえさん
浅岡 美恵さん

1970年 京都大学法学部卒業
弁護士となる
現在) 環境NGO「環境市民」共同代表、
気候フォーラム事務局長

「市民の監視」を 政策決定のあらゆる場面へ

末川 ところで気候ファームは今後、どんな展開をされる予定ですか？

浅岡 いちおう九八年三月までを活動期間として結成しましたから、もうすぐ期限がきます。いま、その後どうしていくかを話し合っているところです。とにかく気候ファームは何もかもが初めてのことばかりでした。多くのNGOが集まってひとつの

仕事をするというのも初めてなら、国際条約交渉という私たちの日常とはかけ離れたところに市民が関わろうとするのも初めて。資金をどうするのか、中枢の情報をどうやって得ていくのかと、初めてづくしでした。でも、何とかつないでくるなかで、ずいぶんと裾野が広がりましたし、情報面でもネットワークという面でも基礎体力がついてきました。

その上に立って何が必要かということですが、やはりNGOが影響力を持つためには、専門性や継続性と社会的支持基盤が不可欠です。そのためには組織（人）と資金

と情報が欠かせません。特に、それを仕事とする専門家がが必要です。専門の知識を持ち、人をコーディネートできる能力を持つ人を育て、それでちゃんと給料を得ていくことができるようにする必要があります。そのためには法的には市民活動促進法（NPO法）を有効なものとしていくことや、情報公開法の制定が不可欠ですし、何よりも「監視する市民の組織がいまの社会には必要なんだ」という社会的な支持が必要です。

末川 COP3のなかで、市民のなかに「NGOに力を発揮してもらわないといけないんだ」「市民の監視が必要だ」という認識が育ってきたように思います。これも大きな収穫と言えるのではないのでしょうか。

浅岡 いままで、そういう役割を果たすところになさすぎたんです。その結果起こっているのが銀行や証券などの金融機関の破綻です。誰にも監視できない、監視させないシステムを続けてきたから、どうしようもなくなつて初めて露顕したわけでしょう。市民の健全な常識、ふつうの人のふつうの感覚が政策決定のなかに入っていく仕組み



いろんなNGO組織が参加

をつくっていたら、こんなことにはならなかったと思います。こうした流れは歴史の必然だと思うんですね。それを、どれくらい加速できるのか、どれくらいいい仕組みをつくっていくのかが課題だと思います。

末川 阪神淡路大震災のときでも、日本海の重油流出のときでも、ボランティアに参加する若い人が目立ちましたね。今回のCOP3でもそれを感じ、先生が指摘された「大きな流れ」を実感しました。

浅岡 COP3本番の一二月には四〇五〇人のボランティアが動いてくれて、若い人がものすごく多かったんですね。その人

たちは一様に「よかった」「いいものを得た」と思ってくれています。参加するだけではなく役割をもって仕事をしていくという若い人がずいぶんいるということを、私は改めて知ることができました。それに今回のボランティアは地震や重油のときのような「困っているから助ける」というものではなく、政策づくりへの参画でしょう。すでに「困ったときのボランティア」は当たり前になつていますから、「将来を見据えて自分たちはどうしていくのか」を考えていく場面でもボランティアとして活動することが「当たり前」になつていくんじゃない

削減のカギ握るのは事業所の取り組み

末川 なかなか明るいものが見えない世の中ですが、COP3のなかで転換のための大きなテコとなるものが見えてきたようですね。

生協としてもこれまで「ゴミを減らす」とか、くらしのなかから環境問題を考えてきたわけですが、二酸化炭素の削減というトータルなところから自分のくらしを見直すというふうに変化したように思っています。ただ、生協としての「今後」を考えるとき、私としては生協の事業活動のなかで

どれだけ徹底できるかがカギだと思っています。

これまでのように事業活動を拡大していって、それに応じてエネルギー使用量が増えていく、ということにはなりません。たとえば、お肉や魚・野菜などを運ぶのに、組合員・消費者の鮮度の要求に応えるためには、冷凍車、保冷車など、それにふさわしいハードが必要になります。そのとき、そのことによって生じる環境負荷とどう整合させるのかというところの規模が、これまでとはいへん小さかったわけですね。さまざまな事業の現場で、職員の一人ひとりが「この事業活動と環境問題とはどういう関係にあるのか」ということを考えられる風土づくりをしていかないとけないなあと思っています。

浅岡 すごいところに注目されていると思います。この一〇年間で一番伸びているのは製造の現場ではなく、オフィスや店舗など事業所のエネルギー使用量なんです。この一番伸びている部分で「省エネ」という発想がなかったわけで、ここを改善すれば、日本全体で二、三%くらいは十分



環境フェスタフェア宝ヶ池には1万人の組合員が参加

削減できるだろうと思っています。男性のほとんどは職場に出ていて、女性の半数近くも職場に出ています。そういう「職場でのくらし」のなかで「省エネ」が徹底されていいたら、それが当たり前になるでしょう。そのためには、職場のなかでどんな方法があるのか、その職場を支えている人たちみんなの課題として議論していったらいいと思うんですね。議論したら知恵が出るんです。そして「できない」と思っていたことでも、できるようになります。

末川 京都生協は環境マネージメント・監査も取り組みはじめましたが、サラン系ラップ商品の扱い、純パルプのトイレットペーパーの取扱いなどについて、指摘をうけて考え方を整理しました。また、三三ある店舗の廃棄ゴミについて分別や数量の把握、

それにかかるコストの見積りなど、手をつけなければならないことはまだいっぱいあります。とにかく誰か環境担当の職員が方針をつくって出すというだけでは、なかなか組織全体のものになりません。やはりその事業や行動が、どのような環境側面を有するのか、現場での議論を大事にして取り組んでいきたいと思っています。

浅岡 そう言えば、京都大学がやっと再生紙を導入したんです。これまで費用の問題で切り換えることができなかったようですが、聞くと、やはり「京都議定書」だったんですよ。少々高くても、再生紙に切り換えなければならぬという大義名分が「議定書」によって生まれたんですね。紙をいっぱい使う事業所が総じて再生紙を使うようになれば価値観も変わるでしょうし、値段も変わり、もっと普及しやすくなります。こうして社会の仕組みが変わっていくんだと思います。

いままでやりにくかったことが、「当たり前」のこととして堂々とやれるようになる。私たちはそのための「武器」を手に入れました。京大の例に限らず、「京都議定書」をどのように社会の仕組みを変えるために生かすかと知恵を絞ることが、いろんなところで求められていると思いますし、その意味では生協に先頭に立っていただきたいと思っています。



京都会議の成功を訴えて市民パレードが出発
(平安神宮前)

地球温暖化防止京都会議—COP3終わる

京都議定書採択される

COP3の結果について

COP3は、21世紀における最大の地球環境問題のひとつである地球温暖化を防止するために温室効果ガスの大幅削減をめざし実効性のある「議定書」の採択をめざして、京都国立国際会館で開催されました。

会議日程は12月1日に開会され、10日に閉会する予定であったが、最終日の協議は、11日午後までずれこむことになりました。

会議は、最終的に「京都議定書」を採択しました。「京都議定書」の内容は、対象ガスを6種類にしながら、2008年から2012年までの目標期間にEU8%、アメリカ7%、日本6%などの削減目標をかけるものとなりました。

同時に、「共同実施」や「排出枠取り引き」、「吸収源」問題など、あいまいさを残す部分も多く、環境NGOから「抜け穴」だらけだとの批判をうけるものもありました。また、途上国の取扱いをめぐる対立も残されています。

「京都議定書」は、今後各国により批准さ

れていくことになり、55ヶ国以上の批准により有効になります。

COP4は、11月、アルゼンチンで開催されます。

いずれにせよ、日本政府としては、この会議の結果をうけて地球温暖化防止についての国内対策の具体化をせまられることとなります。また、自治体や企業レベルでの対策も必要になるものと思われます。

生協としての活動のまとめ

①気候フォーラムの一員としての活動
今回のCOP3にむけて日本のNGOのアンブレラ組織として「気候フォーラム」が結成され、さまざまな活動をすすめました。

京都府生協連は、日本生協連とともに結成時から参加し、運営委員団体としてその活動をささえてきました。

気候フォーラムの主要な行事としては、つぎのようなものがありません。



12月7日、議定書採択を求め「市民大行動」が取り組まれ、世界からの参加者もふくめ2万人が参加した。

(1996年)
12月1日 「気候フォーラム」結成総会

(1997年)

3月28日—29日 国際NGOシンポジウムの開催(400人)

4月20日 アースデー(600人)

8月23日 100日前行事

10月10日 50日前行事

11月30日 one day before行事

自転車リレー参加

12月7日 「市民の大行動」2万人の参加

また、日本政府のリーダーシップをもとめる緊急署名、「南」のNGO代表招待カンパ、ニュースレターの発行、全国各地でのシンポジウムやフォーラムの開催など、さまざまな活動がよびかけられ、京都府生協連としても必要となりとくみをすすめてきました。



全国6コースに分かれた自転車エコリレーが到着、メッセージが大木環境庁長官にわたされた(京都市役所前)



ミグロ生協連からペーター・ペーア氏を迎えました

全国的な活動をすすめる「気候フォーラム」
とともに、京都段階でのネットワーク組織
「気候フォーラム京都ネット」が結成されまし
が、京都府生協連は京都消団連の事務局団体
としてその活動をささえてきました。

②生協の活動として

開催地の生協連として、パンフレット「私
たちのくらしと地球の温暖化」の編集・発行
に協力したのをはじめ、COP3期間中につ
いては現地本部を設置するなど、日本生協連
と連携しながら、生協全体のとりくみ促進の
ために力をつくしました。

10月19日—環境フェスタ97夜久野 1300人

10月26日—講演会「ミグロの挑戦—地球環
境保全に向かつて」70名

11月2日—環境フェスタ宝ヶ池
10000名の参加

11月30日—NGO国際フォーラム 7000名

ウエルカムパーティ 2000名

京都生協環境フォーラム 50名

自転車エコリレー7000名

(生協 7名)

12月1日—コープ地球環境フォーラム

550名

12月2日—宮本憲一講演会「日本の環境政
策の展開とCOP3」400名

12月3日—全国NGO活動交流会、1200名

地球環境保全、アジアの消費者
の役割 50名

安斎育郎と京フィルが贈るCO
P3 記念コンサート—3600名

12月7日—12・7市民大行動 20000
人の参加、13生協から1300
人参加しました。

全国の生協の力を合わせて

全国の生協で多様な活動が取り組まれました。

・緊急署名—576936人

・途上国NGO招待募金—

10830550円

今後の課題として大切なことは

- ①地球温暖化防止のための国内対策の推進
- ②NGOネットワークの継続、力量強化
- ③組合員レベルでの環境活動の促進
- ④事業体としての生協の環境活動の促進
です。

『京都議定書』の概要

○政策・措置(第2条)

先進国(気候変動枠組条約付属書I締約国)は、数値目
標を達成するため、エネルギー効率の向上等の措置をとる。

○排出削減目標(第3条)

(1)対象物質・期限・数値

先進国(条約付属書I締約国)は、2008年から2
012年までに、議定書付属書Aの温室効果ガス6種類
の二酸化炭素換算での総排出量を、全体で少なくとも
5%削減すること(全体目標)。(個別削減目標は付属書
Bに規定)

(2)努力目標

先進国(条約付属書I締約国)は、2005年までに
目標達成に向けて可能な前進を遂行すること。

(3)基準年

1990年。ただし、代替フロン等3種類のガス(H
FC、PFC、SF₆)は、1995年を基準年にでき
る。

(4)吸収源(ネット方式)

森林などによる温室効果ガスの吸収・排出について
は、1990年以降の植林、再植林、森林減少(伐採等)
に限り、削減量算定に加えることができる。

(5)バイキング(排出量の繰り越し)

削減目標期間中の割当量に比べて排出量が下回る場合
には、その差は、次期以降の目標期間中の割当量に加え
ることができる。

○共同達成(バブル)(第4条)

数値目標達成の約束を共同で果たすに合意した先進国
(条約付属書I締約国)は、これら諸国の総排出量が議
定書付属書Bの各国削減目標の合計量を上回らない場合
には、その約束を果たしたとされる。

共同達成でも議定書で定めた削減目標を達成できない
場合、共同達成に加わる各国は、付属書Bで合意した国
別削減目標達成の責任を負う。

○共同実施(第6条)

先進国(条約付属書I締約国)は、削減目標を達成す
るため、先進国間で、温室効果ガス排出削減プロジェクト
による排出削減ユニットを他の先進国に移転したり、
又は他の先進国から獲得することができる。

○クリーン開発メカニズム(第12条)

先進国(条約付属書I締約国)は、途上国(非付属書
I締約国)の持続的開発や温室効果ガス削減のための事

業へ資金供与等の支援をすれば、その事業による削減量
を自国の排出量から差し引くことができる。

○排出権取引(第16条その2)

先進国(条約付属書I締約国)は、削減目標を達成す
るため、排出権を先進国間で取り引きできる。取引は、
国内で実施する削減対策の補助的な役割を持つものとし
る。次回条約締約国会議以降、排出権取引のガイドライ
ン等を決定する。

○不履行の措置(第17条)

議定書の定める目標を達成できない場合に対する手続
きについては、議定書の第11回締約国会議で決定する。

○議定書の改正(第19条)

改正は、議定書締約国会議で、全会一致の採択を原則
に、投票締約国の4分の3の多数決でも採択できる。

○署名(第23条)

議定書への署名は、国連本部で1998年3月から1
999年3月まで受け付ける。

○発効(第24条)

本議定書は、批准等を行った付属書I締約国の199
0年における酸化炭素排出量の合計の割合が、付属書
I締約国全体の二酸化炭素排出量の55%以上を占め、か
つ、55カ国以上の国が批准した後、90日後に発効する。

【付属書A】

二酸化炭素(CO₂)
メタン(CH₄)
酸化窒素(N₂O)
六フッ化硫黄(SF₆)

【付属書B】(個別の削減目標)

■マイナスイ8% オーストラリア、ベルギー、ブルガリア、チェコ共
和国、デンマーク、エストニア、EC(欧州共同
体)、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシ
ヤ、アイルランド、イタリア、ラトビア、リヒテ
ンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、モ
ナコ、オランダ、ポルトガル、ルーマニア、スロ
バキア、スロベニア、スペイン、スウェーデン、
スイス、イギリス

■マイナスイ7% アメリカ合衆国
■マイナスイ6% 日本、カナダ、ハンガリー、ポーランド
■マイナスイ5% クロアチア
■0% ニュージーランド、ロシア共和国、ウクライナ
■1% ノルウェー
■8% オーストラリア
■10% アイスランド

(出所)『地球温暖化防止京都会議支援実行委員会』2月発行
報告集 より

今年は消費生活協同組合法 施行50年

消費生活協同組合法(以下「生協法」という)は、1948年(昭和23年)7月に公布され、同年10月に施行され、今年で50年目を迎えました。
生協法施行50年を迎え、その源流をたどり、意義について考えてみます。

生協法の源流は

1844年、産業革命後のイギリスの工業都市・ロッチデールで、フランネル工場の労働者達によって最初の生協―「ロッチデール公正開拓者組合」が誕生しました。

労働者の協同の組織として生協発展の理想と夢に燃えた実践は、運営の「原則」を創り出し、それが「ロッチデールの原則」として一般化されました。

やがて、1937年、国際協同組合同盟(ICA、1895年創立)パリ大会において、協同組合とは何かを明確にするために「ロッチデール原則」を「国際協同組合の原則」とすることが確認されました。

また、その「原則」は世界の協同組合法の根幹をなす考え方もなりました。

それは、①公開の原則(加入、脱退の自由)、②民主的運営の原則(1人1票制)、③利用高比例割り戻しの原則、④出資金利制限の原則、⑤政治的・宗教的中立の原則、⑥現金取り引きの原則、⑦教育活動促進の原則でした。(その後、この原則は見直され、改善されてきました)

日本の生協法の母法となった 産業組合法が成立

日本で協同組合がはじまるのは、明治に入ってからです。そして、1900年(明治33年)にはドイツの「産業並びに経済組合法」を母法にして産業組合法が制定されました。この法律

は産業、経済活動の発達を目的とし、主に農業者を対象とし、消費者を対象とした組合の名称は「購買組合」「消費組合」と定めていました。この産業組合法のもとで、大正から昭和時代にかけて、いくつかの協同組合が生まれました。家庭購買組合や賀川豊彦が指導した灘購買組合、神戸消費組合などの市民組合、労働組合を基盤とした関東消費組合連盟などです。

京都では1929年頃から、京都家庭消費組合(左京区下鴨)が活動をはじめ、その後、洛友消費組合(三条キリスト教青年会館)、京都プロレタリア消費組合(花園)などが設立されました。

しかし、戦前の生協は、戦時統制経済の強化や政治的な弾圧の中で解散に追い込まれました。

新しい消費生活協同組合法の誕生

戦後、45年11月、日本協同組合同盟(日本生協連の前身)を結成し活動をはじめました。全国各地で生協も再建されていきました。

日協同盟は新憲法のもとで、民主的な協同組合の必要性を痛感し、生協法の草案準備とともに、生協法制定促進「100万人署名、1円募金運動」を全国で取り組みました。法案交渉では、戦前の産業組合法が、組合の名称を「購買組合」「消費組合」としていたのに対して、消費者(生活者)の協同の組織としていくために「生活協同組合」とすべきだと主張したこと、また、その目的については、「国民は憲法第25



京都生協の前身、洛北生協の創立総会風景(1964)

消費生活協同組合法の意義

生協法は憲法の定める25条の生存権や、13条の幸福追求権らの基本的な人権を大きな思想的根拠にしています。社会の矛盾を組合員の運動を通して解決し、消費者権利の拡充をはかる組合員同士の協同の力、例えば、組織的な「買う」行為(経済的行為)を通して、よりよい暮らしの実現をはかる、アクティブな取り組みは戦前の

条にもとずき健康で、文化的な生活を営む権利をおこなうため、自由な意思と協同の精神により、生活協同組合を組織することができる」と規定すべきだと主張したことなどは歴史に残る闘いでした。しかし一方、先輩達の願いであった統制経済のもとでの「生協の事業権」や「信用事業」は認められませんでした。

途中、成立に向けて曲折があり、協同組合に携わる人々には不満の声もありましたが、消費者の共同組織を律する法として消費生活協同組合法が生まれ、戦後の民主的革新運動の一つのステップとなりました。1947年には、農協法が制定され、水産業協同組合法も生協法につづいて12月に制定され、戦前の産業協同組合法にかわって、それぞれの協同組合が単独の法律をもつことになりました。



組合員の要望にこたえて（京都医療生協の診察風景）

実践的教訓を受け継いだ思想の具体化でもあり、ここに大きな歴史の重みと意義があります。また、生協法では「国民の自発的な生活協同組織の発達をはかり、国民生活の安定と生活文化の向上をはかる」ことを目的とした社会的組織として生協の意義が認められ、国が積極的に生協を育成する立場に立つことが宣言されました。同時に、「生協を法人」（第4条）組織として社会的に認め、保障したことはその後の発展に大きな意義がありました。（組合員基準）第2条や、（最大奉仕の原則）第9条「組合はそのおこなう事業によってその組合員、及び会員に最大の奉仕をすることを目的とし、営利を目

的として事業をおこなってはならない」の考え方などは、イギリスの「ロッチデール原則」からはじまった協同組合原則や1937年の「ICA国際協同組合原則」を世界の共通する基礎をもち、日本の生協運動にとっても大変意義深い原則といえます。

戦後、戦争は二度とくり返さないという反省から「平和とよりよき生活のために」を行動のスローガンにして、新しい生協法のもとで、日本の生協運動は発展し、今日では646生協、組合数1925万、総事業高3兆3750億円になり、多様な分野で社会的にも役割を發揮する組織に発展をとげました。

21世紀に向けての生協運動の指針「協同組合のアイデンティティに関するICA声明」と生協法

1995年、イギリスで開催された国際協同組合同盟（ICA）百周年記念大会は協同組合の定義、価値、7つの原則を「協同組合のアイデンティティに関する声明」として決めました。この声明をしつかり学び、内容をより豊かにすることの実践が求められています。生協法も「声明」の視点から、解釈しなおすことも必要です。

この「声明」は世界の経済、政治の大きな変化の中で、協同組合のおかれている状況と、今後の協同組合の全体像を明らかにしました。また、今回はじめて協同組合とは何か、つまり「協同組合は、協同で所有した民主的に管理する事業体を通じ、共通の経済的・社会的・文化的ニーズと願いを満たすために自発的に手を結んだ人びとの自発的組織である」と定義されました。協同組合の大切な基本的な理念、基本的な思想が明らかにされました。協同組合として、組合員として、行動する上での価値として「誠

実、公開、社会的責任、そして他人への配慮という倫理的価値」が掲げられました。

協同組合が、その価値を実践に移すための指針として「原則」が見直され再確立されました。原則では社会の大きな変化の中で、協同組合が生き残り発展していくためには協同組合とは何かをあらためて明らかにしました。

それは①第一の原則／自発的でひらかれた組合員制 ②第二原則／組合員による民主的管理 ③第三原則／組合員の経済的参加 ④第四の原則／自治と自立 ⑤第五の原則／教育、訓練及び広報 ⑥第六の原則／協同組合間協同 ⑦第七原則／コミュニティへの関心（この原則は新しく加わりました）です。

21世紀の生協の発展をめざして

今日、日本の生協運動は事業の悪化や経営、運営問題をめぐって「信頼の危機」が問題視されています。生協関係者にとって、この「声明」が外部だけではなく、鋭く生協内部にも向けられたものとして受け止めることが大切です。

21世紀に向け、日本の生協は、ともすれば閉鎖的と見られがちな組織や経営体質、脆弱な事業体質から脱皮し、新しい時代に適応していく転換期にあります。

そのために①規模拡大の中で、自立と自治を高めながら、生協の一層の民主的運営の確保、多様な組合員参加の実現、②運営の透明性、とりわけ財政状況や運営内容の開示、公開、③福祉、環境、社会教育などへの参加と、地域社会との関係強化や社会的責任の發揮、事業基盤の強化等今後大切な実践事項になっています。

この取り組みの中で生協法の見直しや改善をはかること、また、五十年を過ぎ、時代にあわない点などの改善が課題になってくるといえます。

京都府生協連

消費生活協同組合法

50年記念事業について

①役職員・組合員のなかでの学習活動ですすめます。

役職員や組合員のなかで消費生活協同組合法や新・協同組合原則についての学習活動をすすめる。

学習ツールの準備や講師の登録・斡旋を行う。

②ひろく地域社会に生協の役割をアピールする機会に

行政や地域諸団体との懇談会などを積極的に企画・開催し、生協の理解を深めていただく機会にする。

マスコミを通じた生協の活動広報についても従来以上のとりくみをすすめる。

「京都の生協」特集号も企画する。

③協同組合間協同を積極的に強めるために

生協間の連帯強化はもとより、各種協同組合関係者との協同のとりくみを積極的に展開することをめざしたい。

④これらの活動を京都府生協大会に集約できるように

第5回京都府生協大会は10月1日に、京都市北文化会館で開催。これらの活動を集約したものにします。

生協への期待 ズバリひとこと

—生協への提言—

京都新聞社論説委員

河村 吉宏



コープの店で気になること

ご存じのように日本の生協は店舗をふやし、京都生協もたくさんの店舗を持つておられます。

これまでの共同購入方式から店舗方式に切り替えていけば、生協は変わらざるを得ないでしょう。共同購入方式と比べ、店舗は設備投資に加え、売れ残り商品が出るなど経営のリスクがふえる心配があります。

組合員の活動もお店と消費者の関係に変わっちゃうのじゃないかという気がします。これまでの生協にあったような仲間意識、運動体意識、そういうものが維持できるのかなど。

この講演をお引き受けしたとき、コープきぬがさ大規模店の槇島・メイティなどを見せていただきました。きれいで明るい店舗ですが一見したところ全くスーパーそのものですね。生協独

私がみた京都の生協——プラスイメージ・マイナスイメージ

生協らしさの打ち出しを

仲間意識や協同・助け合いが生協活動の原点

自の店構え、生協らしさが打ち出せていないという感じがします。槇島・メイティの場合は面積を持て余しているなあという印象もうけました。大きい店舗の競争相手は言うまでもなく大手スーパー。それに負けない品ぞろえをしなきゃいけないという発想がどうしても出てくる、競争しなきゃいけないということが最優先され、生協を苦しめている気がします。中に入ってお店に来る方は単なるお客だ、売っている方は単なる売り子だ、その間に何があるかというと、どうもあんまり何にもなさそうだという感じがしました。店舗が大型化していく、アイテム数をふやしていく。消費者の嗜好が多様化しているの、合わせなきゃいけない、こういう発想が当然出てくるわけですね。その結果、店の売場でオーストラリアンビーフの横に高価な神戸牛がならぶ。お正月食品のチラシには京都ホテルのおせち折詰、一流料亭のおせち

折詰の企画がありました。扱っちゃいけないとは思わんですが違和感を感じます。違和感を持っている組合員というのはかなり多いと思います。消費者ニーズに当たっていいこと





コープの介護用品の店（京都生協ウエル衣笠）

は悪いことじゃないですが、消費者ニーズというのは本当にそんなに絶対的なものなのかという疑問を感じます。需要があつて供給するというのが普通の本来のありようですね。今の生協には需要を喚起する、欲望を喚起する、そういう方向がかなり出てきているの

じゃないかなあという気がします。コープ商品も要望があるからどんどん開発するという形で無原則になっていだろうか、日本の食の伝統、食文化をきちんと伝承していくことを大切にしてほしいと思います。

拡大路線への心配と 今、大切なこと

この間、生協は拡大路線を突っ走ってきた。生協は全国で6000ぐらいあるそうですが、その3割前後が赤字だというふうに言われている。札幌の生協が赤字を出した、釧路市民生協が粉飾決算をやっていた、練馬生協が解散した、とかの話は随分あります。この理由は、一つには消費不況でしょう。しかし、出店に伴う設備投資負担、これがかなり重荷になっているのじゃないか。人件費の上昇、一部には放漫経営もあり幾つかの事情が組み合わさっているのでしょうか。京都生協も4年前赤字を出したと新聞で読みました。

こうした危機的な状況を乗り切るためには不採算店を閉める、人件費を圧縮するという方法が取られがちです。しかし、安易なリストラには疑問が残る。もう一つは、販売高の拡大、そのためには当然のことながら需要を喚起しなきゃいけない。何でもいいからいろいろやれということになる。大きくなってしまったものは引き返せない。拡大するかしょうがないということとろに陥ってしまう危険を私は感じるんです。そうなのでもういいくない。

そうならないためには、やっぱり生協が発足したときの原点に戻った活動、

組合員を大切にして、理解ある組合員をどうやってつくっていくかということが一番大事だと思います。

もう一つの生協とは何ぞや

数年前に誕生したエルコープのキャッチフレーズが「もう一つの生協」。もう一つの生協とは何ぞや。京都にはあんなに大きい京都生協という組織があるにもかかわらずもう一つの生協というのを打ち立てようとしている、これは何かということ。簡単に言えば、いまの生協はちょっとちがうのじゃないか、ちょっと飽き足らない部分があるという声が新しい生協、もう一つの生協づくりに結びついていったのじゃないか。

エルコープは共同購入が主体で、店舗は持っていない。個人への配送を求める時代の風潮というものに抵抗するとおっしゃっています。商品活動で感心したのは、豚肉の学習会。豚肉の枝肉、足一本持ち込んで各地域で勉強会を140回ぐらいやられたそうです。豚でも牛でもいろんな部位がありますが、産直とかいう形で農家と契約してみんなで利用し、食べようという発想を持つとしたら、ロスだけほしいというのではなく全部の部位を食べないとだめなんです。ということと一緒に学習されている。

農家と契約して土壌、栽培方法のハ



組合員が集う（京都府生協・生協まつり・ふれあい広場）

ツクリしたお米を供給しようとすれば、量販されているより高いお米を組合員に食べてもらうことになります。なぜ高くてもこれを食べるのか、そういう学習活動も続けていってほしい。

遺伝子組み換え食品を拒否するなら大量につくられる遺伝子組み換えの製品より製品が高くなる可能性だってあります。安全な食品とか自分たちが納得できる食品を提供するためには、より高いですよということ言い切って、学習していくという力量が求められてくるのだと思います。

きれいなパンフレットを毎週々出すだけじゃなしに、そこには絶えず生産

者の読めるメッセージがほしいという気がします。

情報公開と多様な参加を

生協には、本当の意味での情報公開というか、あるいは意思疎通というか、まだ随分足りないところがあるような気がします。コープしがの総代会を巡ってのこと、大阪の生協副理事長の生協資産私物化の話、神奈川での接待ゴルフの話もその象徴です。事業が伸びていったらいいという考えが最優先され、初心というか、原点がどんどん失われていく危険性を感じます。

生協の中で、職員は職員、組合員は組合員だという形でどんどん分離していったら、何のために生協活動をしているのかわからなくなってきました。組合員をお客にしてしまうのでない方向性をみんなで見つけなきゃいけないんじゃないか。組合員、職員の参加ということが大切になっていっていると思います。地域委員をやったり、総代会に出たりいろいろやるのはもちろん大事ですが、もともと多様な活動参加を強め、それを支援していくための活動費も出していくのも生協の本来のありようだと思っています。

本当にすばらしい活動

京都生協で私が一番いいなあと思っているのは、「暮らしの助け合いの会」です。何がすばらしいかというと、まず仲間意識ですね。助け合おうということなんです。協同するということです。それが基本にあるということです。病気でごはんの支度ができへん、そういう家へ行つてごはんの支度をしてあげるとか、ちょっと買いもののお手伝いをするとか、病院へ行くのに車を出してお手伝いするとか、そういう身近なところの仲間内の助け合いみたいなものに基礎を置いてやっていくということが、やっぱり生協活動の原点の一つだろうと思います。

今後地域の助け合い運動みたいな輪

をつくっていく場合には、男を入れた方がいい。男が活動に積極的に加わっていく余地を広げるということを、もともと生協自体も考えていただいたらいいいじゃないかなと思っています。

介護事業への参加を

生協へ期待することの一つに介護事業への参画があり、介護保険法が成立、民間業者がどんどん入ろうとしています。当然、行政もやる。介護というのは肉體労働というか、労働集約型の事業ですね。行政がやると、実はいろんな仕組みで随分高くつく。民間がやるということは、当然ここで利益を上げるといのが目標になります。生協は非営利組織です。もうける必要はないのだというのが非営利の強みです。生協にはまず地域にネットワークがあり、たくさんさんの組合員がいる。組合員は連れ合いを持っていきます。そういった人々を生かして、何とか介護事業に参画していつてももらえないかという期待を持っていきます。生協の目指す一つの夢の中に含めておいていただきたいなと思っております。

これは一月二十二日開催された「京都府生協役員職員研修会」の講演の一部です。

京都府生協連で講演全体を収録した「講演記録集」をまとめております。

ご希望の方は京都府生協連にご連絡下さい。
(電話〇七五一一五一一一五五一一)

怒りが一杯、家計簿からぐらぐらしをみると

『京都生協・家計簿だより』
やましろ健康医療生協の
現場から

昨年4月から消費税率が5%にアップされました。また、9月から医療費負担も増えました。京都生協の『家計簿だより』から、ますます大変になった暮らしぶりや、医療現場での声をレポートしました。

『収入』は減少

この一年間、平均収入は前年比95%と5年連続の減少です。

『消費税』がぐんと重く感じられます。

消費税の支払い額は、20代・60代の総合平均でみると、一昨年の4月は内税・外税合わせて月11019円でした。5%にアップされた昨年4月には、17108円となり、アップ前に対してなんと155%の増額となりました。しかし、「我が家の消費税平均合計額(内税・外税)は一万5千円程度であったのが5%になり、実体は1・7倍位になっている(50代)」といった声も寄せられています。5%になり年間負担額は20万2234円になりました。

組合員からは「消費税がぐんと重く感じられます。今まで小売店での税金がなかった分、しつかり、5%上乗せになり、5%値上がりした感じです」「5%になり、負担額が倍以上に感じられます」「消費税の行方をしつかりみえて、ばかな使われかたを許してはいけません。怒りが一杯です」等の声が寄せられています。

『医療費』が5倍になった人も

医療費の改悪が実施された9月以後は、20代・40代の総合平均でみると大幅な負担増となりました。

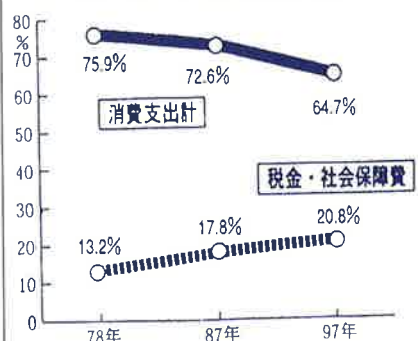
しかし、実体は70歳以上で老人医療の対象者や慢性疾患の人は4倍から5倍の負担増になっています。やましろ健康医療生協の行松専務は「老人医療対象者の組合員を例にとれば、改正以前は1020円だったものが、4回通院で500円×4で、2000円となり、薬代も100円×30日(1回6種として)3000円、更に、湿布薬100円が4日分必要で400円、合計5400円となり5倍以上の負担増になります。一番医療を必要とする方を本当に苦しめるものです」「確かに平均は1・2倍とか1・3倍とか発表されていますが、従来の1割負担の本人や、老人医療対象者、国民保険の人は大幅な負担増になっていきます」と医療現場での実態を報告されています。

組合員は「9月1日からの医療費改悪、他のことなら節約できても、どうしても自分の意思に反して、病院にかななければならぬことがほとんどです。本当に青ざめます(40代女性)」「したの子(2歳)が、

幼稚園でみずぼうそうをつつされてしまい、診断と薬代で1950円かかりました。今までなら2000円、この差は大きいです。」(20代女性)といった悲鳴の声をよせています。

すでに医療機関では、通院患者の減少が強まっており、国民の「受診抑制」がはじまっています。今後、さらに医療費の国民負担の増加もみこまれています。京都生協の家計簿を通して、消費税5%(5兆円)、特別減税の廃止(2兆円)、医療費負担(2兆円)計9兆円の国民負担が消費者の家計をいかに直撃しはじめているかが見えてきています。

実収入に占める税金・社会保障の割合が増え、消費支出が減って…



サービスカウンターには、いろいろな組合員の声(京都生協・メイティ)



近畿2府7県 行政合同防災訓練に参加

「二万人が参加して」

昨年、11月20日、近畿2府7県の平成9年度近畿府県合同防災訓練が、京都府内の3会場でおこなわれました。

国、各自治体、各消防本部、警察本部、自衛隊1500人、地元住民やボランティア団体11000人、車両1000台、ヘリコプター33機、船舶24隻等20000人が参加しました。訓練項目は160項目におよびました。

この訓練は、阪神、淡路大震災を教訓として、非常災害時に備え、災害対策基本法、地域防災計画、及び近畿2



府7県の相互応援に関する協定にもとづいて、近畿府県災害対策協議会（大阪、京都、兵庫、奈良、三重、福井、滋賀、徳島、和歌山の参加）の主唱でおこなわれたものです。

災害発生想定時間は6時30分とし、「京都府南部木津町を中心に、震度7を観測し、家屋の倒壊、火災の発生、通信機関、ライフラインの寸断、多数の死者が出ている」、「京都府は災害対策本部を設置して災害救助法を適用し広域応援要請及び、自衛隊に災害派遣要請をおこなった」と想定しておこなわれました。

要請連絡には新システム・TV電話が使われました。

また、宮津市会場では、「震度7の大地震が発生、列車の脱線、火災の発生、栗田湾で重油タンカーの油流出事故の発生」を想定しておこなわれました。

京都府生協連は実施機関の一つとして、京都府との「災害時における応急対策物資調達供給等に関する協定」（97年4月締結）にもとづいて、物資調達訓練の要請を受けてJ A京都グループといっしょに参加しました。

「京都府生協連の取り組み」

（1） 早朝7時44分、京都府災害対策本部から、物資調達要請を受けて、京都府生協連、JAグループ（JA京都府農協中央会、JA京都府経済連）が協力して「物資協定」にもとづく訓練に参加しました。

訓練名称を「大型災害発生時、京都府との「物資協定」等発動にともなう、必要物資調達、被災地でのボランティア活動訓練」としました。

（2） 京都府生協連の災害訓練本部は「災害マニュアル」に基づき、本部長に



白バイ隊に先導され生協・JAの物資輸送車が会場に入る



被災者に牛乳、ジュースをはこぶ生協の職員達

原 強（専務理事）、副本部長に小川正（京都府庁生協専務理事）、全体作業指示者に尾松数憲（事務局長）らの体制としました。

（3）参加要請を受け、日生協、兵庫、奈良、滋賀、和歌山ら4県連から8名、京都の生協から13名計21名が参加しました。

●訓練スケジュールと活動は

全体的に訓練スケジュールにもとづいて、実施することができました。各府県連の参加もいただき「生協連相互応援協定」の主旨も実践できました。

●今後

いざ大災害が発生した場合に備え、京都府との関係では協定の内容の詰めが急がれます。

【訓練スケジュール】

- 7:25 京都府生協連災害対策本部の立ち上げ
- 7:44 京都府より京都府生協連災害対策本部に災害物資調達要請が入る
- 7:50 京都府生協連災害対策本部長、緊急無線にて京都生協災害対策本部——南物センターに物資調達要請（石井所長）
要請商品—200cc牛乳 1600本、C O O P ジュース500本
要請にもとづき、商品の調達、搬送準備に入る。
- 8:30 緊急物資輸送車 京都生協南部物流センター出発
- 9:00 現地一角に京都府生協連の旗、「災害本部」の旗を掲げ、現地の京都府生協連本部設置
- 9:30 緊急物資輸送車到着、待機場に入る。ボランティアが京都府生協連災害対策本部に到着、氏名を確認し、腕章をつける。後、待機する。
- 10:30 7団体の緊急物資輸送車とともに京都府警白バイ隊に先導され会場に入場。その後、分担にもとづき①車より商品をおろす、②牛乳をサミットバックに入れ、被災者（テント内）への手渡し作業（作業隊責任者—鈴木増芳・京都生協）③りんごジュースを被災者（来賓者）に手渡し作業（作業隊責任者—小川 正（京都府庁生協）
- 11:30 作業終了。

吉田会長代行、京都府よりの御礼のあいさつの後、原本部長よりまとめをおこない訓練を終了する。



吉田 智道（よしだ ともみち）略歴
1935年12月7日生まれ。東京都出身。

日本生活協同組合連合会役員室長、同関西支所長などを経て、1980年4月、京都生活協同組合に移籍、同常務理事、副会長理事などを歴任。1993年4月、京都府生活協同組合連合会専務理事。1996年5月、同副会長。1997年6月、同会長代行。

2月3日、京都府生活協同組合連合会定例理事会において、この間、空席になっていた会長人事につき協議いたしました結果、これまで会長代行の任にありました吉田智道を会長に選任しました。ここにお知らせいたします。

なお、吉田智道の略歴は下記のとおりですので、お知らせしておきます。

**京都府生活協同組合
連合会会長理事に
吉田智道を選出**

協同のある 街づくりをめざして

去る11月11日より同志社生協、京都生協、上京区社会福祉協議会の協同による高齢者向けの配食実験事業がスタートしました。ここに、取り組みの経過、目的、事業概要についてレポートいたします。

1. 大学・地域生協・社協が力をあわせて

高齢化社会を迎え、同志社生協の21世紀ビジョン論議のなかで、大学生協が福祉分野に役割が發揮できないかという問題意識のもとに、組合員のボランティア活動や「福祉弁当」の事業を将来課題にかかげていました。

一方、京都生協は「暮らしの助けあい」活動の発足10年を迎え、今後の福祉事業のありかたを検討し、地域からの要請が



試食会が開かれた

強い配食活動を本格化できないかという検討に入っていました。両者の間で配食活動の可能性について話し合いが進むなか、京都府生協連の援助もあり地域行政との連携も視野にいて準備をしたほうがよいとのアドバイスもあり社会福祉協議会と相談する場ももたれるようになりました。各地域社協で取り組まれている配食を点から面へどう発展させるかを課題としていた区社協や京都市社協の協力もあり、志を同じくする3者がそれぞれの組織の特徴と役割を發揮し、協同することで地域社会に根ざした有意義な配食事業に育てることが確認され、1年間に渡る検討と準備の下ようやく実験展開にこぎつけることができました。

2. 配食実験事業の概要

①目的は、病気や心身の障害により食生活の自立が困難な人、生活と健康維持のために配食を必要としている上京区の高齢者に対して食事サービスを提

供することを目的とします。

②対象地域は、京都市上京区全域です。学区ごとに条件のそろった地域からスタートし、当面は仁和学区、中立学区、聚楽学区、室町学区等を対象にしています。

③サービス内容は、週3回の昼食の提供。(当面は週2回火、木) 当面は使い捨て弁当容器で提供。
1日20食程度。利用料金は500円(内100は配達協力員へのお礼や運営経費に当てる)

④実施組織は、同志社生協と京都生協、上京区社会福祉協議会(上京デイサービスセンター)の3者による協同事業となっていることが特徴です。福祉活動の分野で地域生協と大学生協の協力、福祉協議会の協同という事例は全国的にも初めてのケースです。

⑤協力分担は、同志社生協が弁当調理、京都生協福祉活動部による配達協力員の募集と運営、社会福祉協議会による

利用者の集約、地域福祉ニーズの集約、地元との調整などを主に分担。
定期的に3者による運営会議で状況チェックと改善課題の検討や調整をおこないます。

3. 実施にもなつての検討課題

「配食サービスと配達弁当の違いを明確に」

(1) 生協が取り組む意義は、

①生協の理念である「よりよい生活文化の向上」を組合員の協同の力で実現する活動の一つとして位置付け推進します。

②社会的に責任ある事業であること、継続性が求められることから、収益事業ではないが赤字にならないように最大限配慮した事業計画をもって臨みます。

③大学生協の性格上、大学内の福利厚生を担当者であることから、大学(学校法人)の(生協組合員の)理解と合意が得られる取り組みにします。

「きれいになった、あかるくなった」 食堂リニューアル

「ソフトクリームの巻き巻き」を開発検討

京都府大・医大生協

京都府大・医大生協(理事長、高松哲郎、組合員数8400人)は97年9月、長年の懸案であった府立大学食堂のリニューアルをおこないました。今

回は厨房を約30%縮小することによりホールの面積を増やし、席数を2000席から224席に増加させ、組合員によりこんでもらえる食事が提供できる

④ 学生のボランティアや社会教育の一環として、組合員参加の取り組みに発展できるように検討します。

(2) 弁当メニューへの要望に応えるために、「きざみ食」、大きさ、固さ、彩り、お汁、おかずとご飯、その他老人の嗜好性への対応を研究する

(3) 衛生管理の面では、厨房施設の改善、調理職員の衛生安全意識の向上に努める。(利用者の自宅訪問)をおこない、利用者への教育、指導徹底をはかる。

(4) 「配達」は「見守り」活動として位置づけ、1日1回のコミュニケーションの場として、容器チェックの場とする。

(5) 大学の理解のために大学生協の施設は大学の福利厚生のための大学施設であり、これを学外者の利用目的に供することについての合意と理解強めていく。

(6) 職員教育の面では、調理にあたるパート職員が趣旨をよく理解するために利用登録者の御自宅を訪問、府社会福祉協議会の配食向け調理実習研修に参加していく。

4. 現在の実施状況と今後

① 11月11日からスタートしたばかりで、現在は11世帯9件の利用登録者がおられます。いずれも80歳以上の年齢の方ばかりです。

3月までを実験展開期間として運営し、4月以降は20食。週3回までの対

応が可能になるように準備を進めることにしています。すでに新たに3地域から配食の要望が寄せられています。

② 現在、メニュー内容も良い評判を得ています。しかし、これから継続するなかで栄養価と嗜好性のバランスや工夫が求められてきます。また、ご飯だけはなんとか炊けるので「おかず」だけの要望や、味噌汁の要望も出ています。

③ 将来は上京区の全域をカバーし、私たち3者に加え学識経験者、医療機関、福祉事務所、保健所等の関係機関も加わった配食サービス連絡会議を設置し、総合的な福祉力を高める町づくりにつながるように発展できればと話しあっています。

同志社生協は、学生のボランティアや福祉学科の学生の実施研修の場としても役にたきたいと希望しています。

④ 最後に行政からの公的支援(運営補助金)が得られることを強く願っています。

同志社生協専務理事 横山 治生



よう改善されました。

リニューアルで実現したことは、1つは洗浄コーナーが、トレイリターン方式になったことで、今までは、組合員の方に、食器の下洗いの様な事をしてもらっていたのですが、今回それをなくしました。ピーク時は「機械に追い回されているようだ」と、パートさんは、感想を洩らしていますが、ここでは、府立医大・学生食堂「ボレポレ」の方に、教わったことがよくだっていると思います。

2つめは、サラダバーの新設です、これは改修後一ヶ月たちましたが現在でも1日70名前後は利用して戴き、女子学生の人気が高いと感じています。

3つめは、セルフのドリンクコーナーです、秋日は涼しくなってきましたのでコールドドリンクの利用は減っていましたが、冬はホットコーヒーが利用されています。改修後の、組合員さんの反響についてですが、「きれいになった」「明るくなった」と言う声が寄せられています。商品については、新しいメニュー開発の声が寄せられています。

提供する商品については、大学事業連合のPOS配信のメニューに加え、新たに点心やスバゲティー、ケーキ等供給しています。今、職員で開発研究しているのはソフトクリームの巻き巻きです。喫茶から機械を移設して提供する事にしましたが、職員でもなかなか

うまく巻けないので、「練習中なので基本価格より安く販売しています」とPOPに書いてお知らせすると、案外、組合員さんにうけて、びっくりしています。

その他の商品に関しましては、井・カレーのスマールサイズの提供です。

器を変えて、提供する事自体は簡単な事ですが、単価が下がると思う思いから今まで踏みきれませんでした、が、組合員の希望は、大事にしたいと考えています。今が一番プレッシャーに感じているのは、供給高は、もちろんですが安全、安心な商品の供給のために今の店舗を「厨房も含め」いつまでも、綺麗に保っていかねければいけないと言うことです。大変ですが、クリンネスには、充分気を配って行こうと考えています。

組合員の来店や利用高は改善前に比べて約20%と高まっています。



生活協同組合エル・コープ京都府生協連に加入



えてグループでの共同購入を原則としています。グループを組むということは否応なく会話を必要とし、互いを認め合わなくてはなりません。

エル・コープの共同購入にはグループでの「分け合い」と登録制があります。たくさんものを分け合うためには、たくさんの人が必要です。たくさんひとが寄れば、話し合いとルールが必要になってきます。共通の目的をもった人が寄ることで「地域」が生まれます。その「地域」でさまざまな問題が話し合われ、自分たちの「地域」の問題として解決できるような地域づくりを目指しています。

そんなところから15人以上の大型班の試みも始まっています。

エル・コープの理念と運動

生活協同組合エル・コープは1993年10月、事業を開始しました。エル・コープには産直運動、地域づくり運動、働く場作り運動の三つの運動方針があります。

エル・コープは単に安全安心なものを消費するだけではなく、商品を仲立ちに、人と人との出会いや、つながりを大切にしながら今の社会の矛盾を協同組合を通して解決していきたいと思っています。

買物にいつてスーパーのレジの前に並べば黙っていても物が買える世の中で、エル・コープはあ

産直運動は組合員の要望にこたえた生産者の農産物に対し、組合員が再生産できる価格を補償し、責任をもって消費することだと思っています。

エル・コープではすでに遺伝子組み換え作物について反対の立場を表明しておりますが、これは作物の安全性もさることながら、生命の糧である食べ物を外国の企業に委ねてしまう結果を招き、低コストの遺伝子組み換えの輸入農産物は日本の農業をつぶし自給への道を閉ざしてしまうからです。私たちは「表示」を求める請願署名運動を京都府の各自治体に対して行なっております。この運動はエル・コープの組合員がエル・コープの外へ向かって呼びかけた初めての運動でもあります。さて生協のシステムのなかにはさまざまな労働があります。エル・コープでは組合員のもっている技能や力を生協のなかで生かせる場を作ろうとしています。組合員による個別配送もそのひとつ

です。個別配送は個人化をすすめるのではないかという懸念もありますが、エル・コープではさまざまな理由でグループに入れない人々たちを組織してひとつのグループにまとめています。組合員配送のスタッフはグループのまとめ役であり、グループ代表者として組合員のお世話をしています。

エル・コープ自身も大きくなれば2000人単位として分割していくつかの独立した、個性ある小さな生協を目指しています。



「ビキニ水爆被災船・第五福竜丸のエンジン」を東京・夢の島へ運動」京都のつどい開催される



二条城前より市内パレード出発

エンジンの展示を

2月20日、和歌山を出発した第五福竜丸のエンジンは23日、京都に入りました。

第五福竜丸のエンジンは小春日の中、朝9時二条城前から宣伝カーに先導され京都市内のパレードをおこないました。休けい地点となったコープ下鴨・きぬがさの前では多くの市民が見学し第五福竜丸記念館に保存されることになった反核平和の思いを込めた「メッセージカード」や折り鶴をわたしました。

●代表者名／理事長 石田紀郎
●本部事業所／所在地京都市南区上鳥羽山ノ本町28番地 ☎075・671・1190
●創立／1993年3月28日
●主な事業業態／共同購入

●活動区域／京都市をはじめ京都府内8市7町
●組合員数／2519人（97年11月20日現）
●出資金高／37,255千円
●供給高／3492,23千円

はたらく人とともに歩んで30年 これからも、はたらく人といっ しょに歩み続けます。

京都労働者
住宅生協

■京都住宅生協

京都労働者住宅生活協同組合（略称：京都住宅生協）は、すべてのはたらく人に、より良い住宅と住環境を提供するために、府内の労働組合をはじめ多くの団体の支持、支援を受け、昭和41年、消費生活協同組合法に基づいて設立された法人です。また翌年日本勤労者住宅協会法に基づいて設立された日本勤労者住宅協会（略称：勤住協）の委託団体として、はたらく人のための住まいづくりをモットーに、地域に密着した住宅の建設・供給活動を推進しています。

■分譲住宅の供給

私たちが供給する住宅には、住まいの資金計画に欠かさない住宅金融公庫の融資をはじめ、財形融資や年金転貸融資などの公的資金がフルに活用できるほか、労働金庫の提携ローンも利用できます。はたらく人にとって、公的資金等の活用範囲が広いことが大きな特徴です。

私たちは設立以来今日まで、4000余戸の一戸建住宅や集合住宅を供給してまいりました。

■リフォームのお手伝い

より個性的で、より快適な住まいへ。時代とともに、家族構成の変化や家族の成長とともに、住まいに求めるものは変化します。京都住宅生協ではますます多様化する住宅リフォームのニーズにこたえるため、京都労働金庫との間で「提携リフォームローン」を新設し、工事の申込みから資金調達まで簡便・迅速に対応。新築住宅購入時の持家処分や中古住宅の購入などの仲介業務と併せてきめ細かく対応。

組合員のご相談・ご要望にお応えしています。

12時より展示会場となった新都ホテル駐車場（12時より4時）では元乗組員大石又七さんが東京よりみえ説明を受けました。「京都のつどい」は1時30分より地下1 陽明殿で行なわれ130人が参加しました。

つどいでは、最初に京都の会代表世話人の安斎育郎先生（立命館大学教授・国際平和ミュージアム館長）から「エンジンは何も語らない。この機会に、福竜丸の被爆事件について我々が語り継いでいかなければ」とあいさつがありました。つづいて第五福竜丸・元乗組員大石又七さんから「エンジンに会えて万感の思い。後遺症で亡くなった十一人の仲間が見たらどう思うだろう。二度とこんな参事が起きないように、核兵器の恐ろしさを多くの人に知ってほしい」と心を打つ話がされました。また、京都生協組合員が大石さんや、わかやま市民生協の代表杉原さんにメッセージカード、折り鶴をわたしました。その後、映画・「第五福竜丸」が上映され、当時の状況や、この事件の持つ重要な性を学びました。

第五福竜丸は、1947年建造され、静岡でマグロ漁船になりました。1954年（S29）年3月1日、太平洋ビキニ環礁で操業中、アメリカの水爆実験により23人の乗組員全員が死の灰を浴びて被爆しました。



元乗組員、大石さんを迎えて

を願う市民運動の力で、東京都立第五福竜丸展示館が建設されました。

一方、エンジンは船体と切り離され貨物船に搭載されましたが、紀伊半島沖で座礁し、海底に沈みました。それから30年近い年月を経て、1996年12月、三重県御浜町沖から引き揚げられました。

第五福竜丸の被爆は、戦後の米ソ冷戦・核対立の最初の被害であり、これを大きな契機にして日本全国で原水爆禁止運動が起き、原水爆禁止世界大会へと発展しました。

エンジンの引き揚げを機に、記念館で再会と保存を

船体との再会と保存をめざして97年3月、「エンジンを東京・夢の島へ」和歌山県民運動が起こされ、東京でも、97年10月、都民運動がはじまりました。この2月20日には和歌山県を出発して、各地で展示をしながら東京に向いました。京都においても、1月21日、運動を進める京都の会が発足し活動をすすめてきたものです。

21世紀に向け、地球上から核兵器をなくす運動の「生き証人」としての第五福竜丸のエンジンを展示する京都での運動が広がりました。

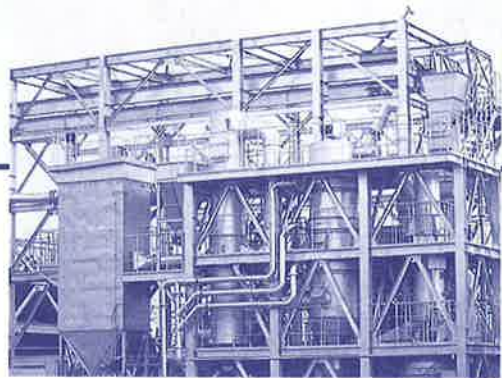
探訪

地球環境産業技術研究機構

人類がこれまで直面してきたあらゆる環境問題の中で、地球温暖化問題ほど全地球的な規模での解決を求められているものはありません。

1990年7月政府は地球再生計画を世界に提唱し、産業革命以降の200年間に様々な負荷をかけて変化させてきた地球環境を、今後100年かけて再生させようと呼びかけました。RITEは、この計画を具体化する上で、最も重要な柱の一つとなる「革新的な環境技術の開発」「CO2吸収源の拡大」を国際的に推進する中核的研究機関として、1990年7月に設立されました。

技術によるブレークスルーを実現することをめざし、CO2の固定化・有効利用や環境に負荷をかけない物質の開発に取り組んでいます。



●RITEの活動

①研究シーズの育成

新しい技術・研究領域を創造するため、研究開発のシーズを発掘・インキュベートするとともに、研究動向・方向を明らかにするための各種調査を実施。

②研究開発

国内外から研究者を集め、地球環境と人間活動を融合・調和させる技術的ブレークスルーを果たす。

③交流と普及

世界に開かれた中核的研究機関として、情報の収集・提供、研究交流、共同研究をすすめ、世界の最先端の英知を結集する。

RITE

Research Institute of Innovative
Technology for the Earth

GUIDE

財団法人地球環境産業技術研究機構
〒619-0292 京都府木津町木津川台9-2
☎0774-75-2300

